

～防火管理者講習を希望される皆様へ重要なお知らせ～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本年度の甲種防火管理者資格取得講習会は、以下のとおり行う予定です。

皆様が安心して受講していただくため、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 受講の対象となる方

本年度は、**鹿嶋市、神栖市**の防火管理者が選任されていない**特定防火対象物**（注1）で、**選任予定の方**を対象といたします。

なお、定員は**50名**とし、定員になり次第締め切らせていただきます。

注1：不特定多数の人が利用する建物（飲食店、ホテルなど）のことです。

2 受講当日について

- **マスクのご持参・ご着用、手洗い、手指消毒等**の感染予防対策にご協力をお願いいたします。
- **発熱、風邪症状、咳などの症状**がある方は受講をお断りいたします。
また、受付にて、体温測定を実施させていただきますが、この際に体温が**37.5℃以上**の方は受講をお断りいたします。

3 その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、**講習会を中止**する場合がございます。
- 皆様の個人情報、新型コロナウイルス感染症の発生などに伴い**保健所などに情報を提供する**場合がございます。

※ 講習会の詳細につきましては、次ページ以降の「甲種防火管理者資格取得講習会実施要項」をご参照ください。

お問い合わせ・連絡先

鹿嶋地方事務組合消防本部予防課

TEL 0299-97-3608（直通）

担当：高橋・菅澤

甲種防火管理者資格取得講習会実施要項

1 目的

この講習は、消防法施行令第3条第1項第1号イに規定する甲種防火管理者として必要な知識を習得させ、防火管理者の資格を付与することを目的とします。

今回の防火管理者資格取得講習会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止対策として、定員は50名とし、受付先着順とさせていただきますので予めご了承ください。

このため、受講対象者を、鹿嶋市、神栖市に所在する特定防火対象物(注1)において、防火管理者の選任の必要があるものの、選任されていない対象物の関係者で、防火管理者選任予定のある方といたします。(この対象に該当しない場合は申し込みをお断りする場合がございます。)

注1 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、地下街などの不特定多数の者が出入りする防火対象物、又は病院、老人福祉施設、幼稚園など要配慮者を収容する防火対象物などを言います。例) 劇場、映画館、公会堂、集会場、キャバレー、ナイトクラブ等、遊技場、風営法第2条第5項に規定する性風俗店舗、カラオケボックス、料理店、飲食店、マーケット、物品販売店舗、展示場、旅館、ホテル、宿泊所等、病院等、診療所等、老人福祉施設等、障害者支援施設等、更生施設、保育所、幼保連携型認定こども園等、児童養護施設等、サウナ等、複合用途防火対象物でその一部に特定防火対象物を含むもの、地下街

詳細については、消防本部(予防課 0299-97-3608)又は各消防署(大野消防署 0299-69-0119、鹿嶋消防署 0299-82-0119、神栖消防署 0299-97-3618、鹿島港消防署 0299-92-0119、波崎消防署 0479-44-0119、土合分署 0479-48-0119)へお問い合わせください。

2 講習日時

令和3年11月11日(木)、12日(金)の2日間

第1日目:09時40分から16時10分、第2日目:09時00分から14時30分
(新型コロナウイルス感染状況により、予告なく開催を中止とする場合があります。)

3 講習場所

茨城県神栖市溝口4991番地5 鹿島地方事務組合消防本部(3階会議室)

4 講習内容及び時間

講習内容	講習時間
(1) 防火管理の意義及び制度	2時間
(2) 火気管理	2時間
(3) 施設及び設備の維持管理	2時間
(4) 防火管理に係る訓練及び教育	2時間
(5) 防火管理に係る消防計画	2時間

5 受講申込期間

令和3年8月10日(火)から8月19日(木)まで

(受講者定員は50名、受付先着順とし、定員になり次第締切りとさせていただきます。)

6 受講申込

受講申し込みは、別紙（別記様式第1号）の受講申請書に必要事項を記載し、**鹿島地方事務組合消防本部予防課（住所：茨城県神栖市溝口4991番地5）**へ提出してください。（各消防署での受付はしておりません）なお、受講番号を付した受講票は、講習会第1日目受付時に提出してください。（電話や郵送等の申し込み不可）

7 講習の免除について

消防設備点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けている方、又は自衛消防業務講習の課程を修了している方は、前記表の(1)防火管理の意義及び制度（2時間）を受講しないことができます。これらの方は、受講申し込みの際に消防設備点検資格者講習の免状の写し、又は自衛消防業務講習の修了証の写しを受講申請書に添付してください。

8 テキスト代

5,000円 （講習会当日支払い）

※なお、なるべくおつりのないようご協力をお願いいたします。

9 修了証の交付

2日間受講した方に対し、修了証を交付します。

10 当日の受講について

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、皆様が安心して受講していただくため下記の内容にご理解、ご協力をお願いいたします。

(1) マスクのご持参・ご着用、手洗い、手指消毒等の感染予防対策にご協力をお願いいたします。

(2) 受講当日に発熱、風邪症状、咳等がある方は受講をお断りいたします。

また、受付にて体温測定を実施させていただきますが、この際に体温が37.5℃以上ある方についても受講をお断りいたします。

なお、講習全日程を受講できない場合は、修了証の交付ができません。

11 その他

(1) 受付時間は、第1日目09時00分から09時30分までの間とします。（講習免除該当の方は第1日目12時30分から12時50分までの間とします。）

第2日目は、08時30分から08時50分までの間とします。

(2) テキスト代は、講習会第1日目の受付時にお支払いをお願いいたします。

(3) 筆記用具を持参してください。

(4) 申請書等にご記入いただいた個人情報は、防火管理講習における修了証作成用として使用いたしますが、**新型コロナウイルス感染者の発生等があった場合には保健所等関係する機関に情報を提供することがございますので予めご了承ください。**

(5) 詳細については、消防本部予防課（連絡先：0299-97-3608（直通）、担当者：高橋、菅澤）へお問い合わせください。